

千葉県警察の処務に関する訓令の全部改正について

昭和60年3月20日例規（警）第7号

警察本部長

〔沿革〕	平成元年5月例規（警）第17号	平成2年6月例規（外勤）第20号
	平成2年8月例規（警）第23号	平成4年6月例規（警）第28号
	平成4年7月例規（警）第36号	平成6年12月例規（警）第23号
	平成7年3月例規（警）第19号	平成9年2月例規（警）第1号
	平成9年4月例規（警）第5号	平成12年9月例規（警）第29号
	平成16年7月例規（警）第40号	平成16年12月例規（警）第58号
	平成20年3月例規（警）第20号	平成20年4月例規（警）第36号
	平成21年8月例規（警）第34号	平成23年3月例規（警）第9号
	平成26年8月例規（警）第49号	平成26年12月例規（警）第60号
		各部長・参事官・所属長

千葉県警察の処務については、従来、千葉県警察の処務に関する訓令（昭和42年本部訓令第10号。以下「旧訓令」という。）により運用されてきたところであるが、この度千葉県警察の処務に関する訓令（昭和60年本部訓令第5号。以下「訓令」という。）をもって全部改正され、昭和60年4月1日から施行されることとなつたから次の事項に留意し、運用上誤りのないようになされたい。

記

第1 改正の趣旨

警察組織の拡大及び職員の意識の変化等に伴い、旧訓令の規定ではこれらに的確に対応しきれない状況が生じたため、旧訓令の全部を改正して現状に対処するとともに事務の合理化を図り、併せて職員の意識の高揚と規律の保持を図ることとした。

第2 改正の要点

1 決裁事項の整備

- (1) 本部長の決裁事項を定め、決裁を要するものを明確にした。
- (2) 部長以下の専決内容を整備するとともに、県本部では課長代理、署では署長、副署長、刑事官以外の官及び課長の専決事項を新たに定めた。

2 服務関係規定の整備

- (1) 服務の基本的事項を細分化し、具体的に規定した。
- (2) 出勤簿を改め勤務整理簿とするとともに、その取扱責任者を指定した。
- (3) 時間外勤務命令簿の次長の押印欄を削除した。
- (4) 部に置く官等の休暇等の承認権者及び警務部長へ報告する場合を明示した。
- (5) 職務専念義務免除に関する手続き等を明示した。
- (6) 公務旅行帰任時の復命書の提出を義務付けた。
- (7) 職員の居住区域を所属長の指定した区域とした。
- (8) 削除
- (9) 休暇及び私事旅行等の届出は、休暇等（私事旅行）申請簿によることとした。
- (10) 海外旅行の手続きを明示した。
- (11) 部長及び所属長の事務引継ぎの必要事項を明示した。
- (12) 職員の転任時の送付書類を明示した。
- (13) 即日赴任できない場合における承認権者を明示した。
- (14) 職員の退職（定年又は出向の場合を除く。）の手続きを明示した。

3 旧訓令第7章の交番の新設等の手続きについては、訓令から除外し、千葉県警察の地域警察運営に関する訓令（平成13年本部訓令第7号）にゆだねることとした。

4 署を方面別に編成し、これを明示した。

- 5 主な会議の種別及び出席者の範囲等を明示した。
  - 6 所属内規の作成を義務付けた。
- 第3 運用上の留意事項
- 1 勤務整理簿（第51条関係）  
勤務整理簿を作成するに当たっては、別表第1に定める符号を使用するものとする。
  - 2 休暇の手続（第55条関係）  
第55条第2項に定める承認権者が必要と認めるときとは、休暇の取得により、人事的措置を講ずる必要がある場合等をいう。
  - 3 職務専念義務の免除（第60条関係）
    - (1) 第60条第1号に定める所属長の承認は、その計画が現在の職務又は将来予想される職務の遂行に有効と認められ、かつ、公務の運営に支障を生じない範囲にあるものに限り承認できるものとする。
    - (2) 第60条各号の承認を申請する場合で、同一目的及び同一期日（昇任試験等）の者が多数いる場合は、代表者1人が他の者の名簿を添えて申請できるものとする。
  - 4 休暇等整理簿（第62条関係）  
休暇等整理簿を作成するに当たっては、別表第2に定める略語を使用するものとする。
  - 5 復命（第67条関係）  
命令された用務の内容が定型的又は軽易で明らかなものとは、次の各号に掲げる場合をいう。
    - (1) 日帰り旅行
    - (2) 赴任
    - (3) 入（退）校
    - (4) 海外派遣
    - (5) 警備出動
  - 6 居住区域（第68条関係）  
所属長が行う居住区域の指定は、通勤時間・距離等を勘案し  
○ 県本部にあつては所属長において通勤可能と認める範囲  
○ 署にあつては夜間の応召がおおむね1時間以内で可能な範囲  
を基準として行うこと。
  - 7 赴任（第79条関係）  
即日赴任できない場合は、速やかに上司に報告した上で、異動先の承認権者を得るものとし、報告連絡の基本を遵守すること。
  - 8 方面（第90条・第91条関係）
    - (1) 方面代表署長（以下「代表署長」という。）の任務
      - ア 各種方面別会議の運営  
方面別に開催する署長、署次長及び署課長会議等に際し、その主管課からの要請により会議の開催日時、場所の設定を行うとともに、細部事項について検討する。
      - イ 県本部において開催される会議へ出席  
代表署長は、県本部において開催する会議に、招致された場合に出席し、その結果を方面内署長に適宜の方法により伝達する。
      - ウ 方面内各署長との連絡調整  
県本部からの連絡事項等を方面内各署長に伝達し、調整を図る。
      - エ その他特命事項の処理  
各種行事への出席等、特に本部長が命じた事項の処理を行う。
    - (2) その他  
各部各課において、地域に区分して行うすべての会議、大会、事務処理等は原則として訓令の方面別によることとし、これにより難い特別の事情がある場合は、事前に本部長の承認（県本部警務課長経由）を得た上、方面という呼称を用いないこと。た

だし、事務効率上など必要により複数の方面を合わせて合同方面会議等とすることは差し支えない。

以下別表省略